（輸出事業の用に供する施設の整備に関して輸出事業計画に記載すべき事項）

第三条　法第三十七条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、輸出事業計画に同条第七項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項とする。

一　当該事項に係る農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項

イ　転用の時期

ロ　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ハ　その他参考となるべき事項

二　当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

イ　権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ　当該土地の所有者の氏名又は名称

ハ　当該土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ　転用の時期

ヘ　転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

ト　その他参考となるべき事項

（輸出事業計画の変更の認定の申請）

第四条　法第三十八条第一項の規定による認定輸出事業計画の変更の認定の申請は、農林水産大臣が定める様式により、第一条各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、当該書類に変更がないときは、当該様式にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（輸出事業用資産に関する事項の証明の申請）

第七条　認定輸出事業者は、認定輸出事業計画に記載された輸出事業用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第六十八条の三十四第一項に規定する輸出事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後において、当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供した割合が、次の表の上欄に掲げる年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であることについて、農林水産大臣の証明を受けることができる。

区分	割合
供用日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する年	十五パーセント

（製造過程の管理の高度化に関する基準）

第三条　法第三十四条第四項第六号（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会総会において採択された危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドラインに基づき、食品の製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備及びこれに必要な施設の整備が実施されると見込まれることとする。

（輸出事業計画の変更の認定の申請）

第四条　法第三十五条第一項の規定による認定輸出事業計画の変更の認定の申請は、農林水産大臣が定める様式により、第一条各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、当該書類に変更がないときは、当該様式にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（新設）